

自主規制モニター会議議事要旨（2025 年 6 月 3 日）

・ 日 時

2025 年 6 月 3 日（火）13 時 30 分 ～ 15 時 00 分

・ 場 所

日本公認会計士協会 公認会計士会館 2 階 202 会議室

・ 出席者

- 自主規制モニター会議委員（五十音順・敬称略）
内田 和人、神田 安積（副議長）、小林 麻理（議長）、岳野 万里夫、長谷川 高顕、
浜田 康
- 日本公認会計士協会
茂木 哲也（会長）、小倉 加奈子（担当副会長）、南 成人（副会長）、伏谷 充二
郎（監査・規律担当常務理事）、松本 繁彦（監査・規律担当常務理事）、湯川 喜雄
（品質管理担当常務理事）、栗田 渉（品質管理委員会レビューチーム主席レビュー
アー）、江見 睦生（自主規制本部本部長）、横山 武史（自主規制本部部門長）

・ 議事要旨

1．自主規制制度の運営状況（3 年間の振返りと次期執行部への課題）

現執行部における自主規制の主な取組の総括及び次期執行部への課題について、担当副会長から説明があった。

2．自主規制制度の運営状況（年次報告）

品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度（審査申立て制度を含む。）の 2024 年度の運営状況について、資料配付により報告があった。

3．自主規制に係る論題

(1) 公認会計士・監査審査会の行政処分勧告を踏まえた対応

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の行政処分勧告を踏まえた対応（審査会の検査と品質管理レビューの結果の差異分析と改善策の検討）について、品質管理担当常務理事から説明があった。

(2) 2025 年度品質管理レビュー方針

「2025 年度品質管理レビュー方針」について、品質管理担当常務理事から説明があった。

(3) 信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビュー制度上のモニタリングの在り方等の見直し

信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビュー制度上のモニタリングの在り方等の見直しについて、担当副会長から説明があった。

(4) 懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム

懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチームの検討結果について、担当副会長から説明があった。

4．意見交換

上記 3 (1)に関連して、委員から以下の意見があった。

- 審査会の行政処分勧告事例を契機に深度ある調査を行い、対応策が提示されたことは良いことだが、同様の事案が生じれば、品質管理レビュー制度の位置付け、ひいては、協会の位置付けに影響する可能性もある。対応策を徹底し、協会として監査事務所の改善対応を強く促してもらいたい。
- 取引所の上場審査は、品質管理レビュー制度に依拠した制度となっており、品質管理レビューを通じて適格性の確認がなされた登録上場会社等監査人の監査を受けることが申請会社に求められる条件の一つになっている。審査会の検査と品質管理レビューの結果に差分が見受けられた事例があったことは重く受け止めている。再発防止のための対応策については、着実に実行されるようフォローしてもらいたい。
- 公認会計士監査は重要な社会的職務であり、品質管理のレベル、さらには、公認会計士のプレゼンスを高めていかなければならない。監査事務所の品質管理の評価について、重要な不備事項の有無だけではなく、監査品質の向上につながる前向きな要素を取り込むことも重要と考える。また、レビューする側とされる側の関係性の構築、コミュニケーションも重要である。
- 現行会則上の品質管理レビュー制度の「指導・監督」という性格が影響し、改善勧告について監査事務所側の理解が得られず、これに従わないケースが見受けられるのであれば、会則変更の可否も含め、必要な制度上の対応も検討してもらいたい。

- 今の枠組みでは、監査事務所の品質管理は、協会の自主規制と審査会の検査の二段階で行うこととされている。協会が品質管理レビューに入り、その状況を審査会が検証し、その検証の結果、“差分”が出ると、協会の品質管理レビューの品質が問われることになる。これは、審査会が深度ある検査を行う限り出続け、今の仕組みは常に葛藤を孕んでいくしかない。品質管理レビューの現状のリソースで、審査会と同様に、問題のある監査事務所に最後まで入り続けると、品質管理レビュー全体として最低限確保すべき水準が危うくなりかねない。今の仕組みを前提に、協会としてどこまでリソースを投入できるか、あるいは、大きな枠組みをどうするかについて、継続的に検討してはどうか。
- 審査会の検査と品質管理レビューの結果の相違については、委員から厳しい指摘が出されたことも踏まえ、協会において原因の分析と対応策の検討が十分に行われたものと受け止めている。今後、中長期対応策を更新していくとのことであるが、その経過を継続的に会議に報告し、委員の意見も聞きながら進めていただきたい。
- 品質管理レビュー制度の在り方、制度に寄せられる社会の期待に対する理解が不足している公認会計士も中にはいるのではないか。公認会計士に対して、品質管理レビュー制度の現在の位置付けや重要性を一層アピールしていくことも必要ではないかと考える。
- 整備された規程や手続が実際に運用されているかどうかについて、実態に即して、リスクベースで PDCA サイクルが回っていることを確認していくことも課題と思われる。

上記のほか、「信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビュー制度上のモニタリングの在り方等の見直し」の件について、会則第 113 条の規定に従い委員への求意見がなされた。

以 上

< お問い合わせ先 >

日本公認会計士協会 自主規制本部

E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp